

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	使用許可の取消し等	
根拠条例等・条項	堺市立文化館条例第12条	
所 管 課	文化国際 部 文化 課	
処 分 基 準	<p>使用許可の取消し等については、堺市立文化館条例第12条に基づき処分する。</p> <p>【堺市立文化館条例】 (使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 第9条第2項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定による使用許可の取消し、使用の制限若しくは停止又は退去により使用者に損害が生じても、本市はその責めを負わない。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<p>聴聞又は弁明の別</p> <hr/> <p>(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)</p> <hr/> <p>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</p>	<p>・聴 聞</p> <p>・弁 明</p> <hr/> <p>ただし、行政手続条例第13条第2項第号に規定する「 するとき」に該当するため、手続を省略する。</p>